中国経済と 日本企業 2023年白書

中国经济与 日本企业 2023年白皮书

2023年6月14日

中国日本商会

「中国経済と日本企業2023年白書」の概要

- → 中国各地の日系企業が直面するビジネス環境上の 課題を分析し、解決のための方策を中国政府(中 央・地方)への建議としてとりまとめたもの。
- → 中国日本商会および中国各地の商工会組織の日系 企業(法人会員8,353社)を対象に意見募集。
- 全28章からなり、建議総数は505件。中国ビジネスに最前線で取り組む中国日本商会会員企業約50名が執筆。

中国市場における日系企業の動向

- ➤ 在中国日系企業(2022年8~9月実施のJETRO調査)のうち、2022年の 営業利益見込みが黒字の企業は64.9%。新型コロナウイルス感染拡 大に伴う影響が大きかった時期でも6割を超える企業が黒字を維持。
- ▶ 今後1~2年の事業展開の方向性について、事業を「拡大する」という 回答は33.4%。コロナの影響で大変厳しい状況に置かれた中でも依然 として3割もの企業が拡大を志向。米国企業や欧州企業と比べてもそ ん色ない水準。
- ▶「拡大」または「現状維持」と回答した企業は93.7%となっている一方、「事業の縮小」または「第三国・地域への移転・撤退」という回答は合わせて6.3%にとどまる。日系企業は厳しい状況の中でも撤退や縮小を考えるのではなく、引き続き利益を上げることが期待できる中国市場にとどまってビジネスに取り組んでいる。

2023年版白書の特色

- ▶ 全体コンセプト 「公平性の確保(特に予見性・透明性の向上)」
- > 建議の三要素
- 1. 公平な競争
- 2. 対外開放
- 3. 行政の規制運用・手続
- > 本年の重点分野
- ①「税務に関する問題」
- ②「データの越境・管理に関する問題」
- ➤ エグゼクティブサマリー

前年度からの改善事項を掲載。

カーボンニュートラルに関する日系企業の動向および関連建議をまとめて掲載。

改善がみられた主な項目

- ▶ 昨年の建議のうち、白書の建議の方向に沿った改善または一部改善がみられた主な項目を記載(2023年度白書日本語P14・16、中国語はP15)。
- 引き続き、各分野で改善の取り組みが行われることを期待。
- (1)2022年12月以降、新型コロナウイルスに関する各種防疫規制の大幅緩和に伴い、2022年白書で建議していた新型コロナウイルスの防疫措置や日中間の往来に関する問題はその多くが解消した。他方、中国人の訪日団体旅行解禁や日本人の15日以内訪中ビザ免除復活については引き続き要望。
- ※前年度白書で建議していた新型コロナ関連の主な建議は日文P14·16、中文P15に記載。
- (2)独占禁止法改正に関連して公布された「国務院の事業者結合届出基準に関する規定」 改正案(意見募集稿)において、企業結合の届出基準が引き上げられた。
- (3)2022年10月に公布された「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス政策因数の調整に関する通達」により、外資系企業の海外からの資金調達枠(外債枠)が純資産の2.0倍から2.5倍に拡大された。
- (4)外資独資による中国人旅行客の中国から外国への送り出し業務(出境旅游業務)について、2022年10月8日に国務院より公布された、「天津、上海、海南、重慶におけるサービス産業拡大開放の総合試験プログラム」に基づき、上海市および重慶市に設立された、条件を満たす外資100%旅行会社は同業務を取り扱うことができるとされた。

本年の重点分野

「税務に関する問題」

- 個人所得税について、外国籍人員が適用可能な免税措置の継続適用が2023 年末までとなっており、そのまま廃止されると外国籍人員を抱える企業の税負 担が大幅に増加することから外国籍人員に適用される免税措置の無期限延長 を要望(該当建議は税務章④:日本語P58、中国語P57)。
- 2022年7月に施行された印紙税法の関連公告の中で、海外企業が中国国内企業と課税文書を作成する場合、中国国外で作成したものであっても顧客等の取引先が中国国内に存在する場合、海外企業も納税義務を負うことが明示されたことを受けて、当該規定の見直しを要望(該当建議は税務章⑥:日本語P58、中国語P59)。

「データの越境・管理に関する問題」

データ三法(サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法)
 等のデータの国外越境移転に関する法規の運用において、事前ガイダンスの提供や関係政府部門間の調整・連携、外資企業が差別的に扱われないことを要望(具体的な問題および建議は次ページで紹介)。

本年の重点分野:データの越境・管理に関する要望

自動車:(該当建議 2 日本語P200、中文P201)

- 「自動車データセキュリティ管理若干規定」「データ越境移転安全評価弁法」「情報セキュリティ技術自動車のデータ収集に関するセキュリティ要件」等の関連規定について、意見募集期間が十分に設けられず、順守に向け十分な準備ができない問題がある。業界の意見を十分に聴取し実態を反映した上、適切なリードタイムを経た後に施行されることを要望。
- 関連法案の要求につき、法案間で整合性が取れていないケースが散見されるほか、定義や意図が不明確なケースがある。規定間の整合性を取り、定義や意図を明確にした上で公布することを要望。

情報通信:(該当建議 ②日本語P210、中文P209)

「安全評価」の実運用で必要となる「重要データ」の識別カタログ制定がなされていない。また、「標準契約」「個人情報越境移転認証」の細則も不十分な状況にあるため、データ三法に関する運用等の詳細ルールの早期制定等を要望。

空運:(該当建議 ⑩日本語P248、中文P247)

• 航空業界の世界的なビジネスモデルにおいては、事業の根幹となる予約、発券について世界で数社が運営するシステムを利用している。また、国際航空輸送においては、搭乗者情報を発地、着地の両方で同時に共有することは避けられない。この現状において、今後示されるガイドラインの内容次第では、世界各国の中国発着国際線の乗り入れが不可能となる。合理的なガイドラインの設定および提示を行わなければ、中国発着の国際線の継続に対して悪影響を与えることとなるため、事業実態を考慮し早期設定を要望する。

銀行:(該当建議 ⑩日本語P272、中文P271)

- 「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」の多くは詳細が明らかにされていないため、コンプライアンスおよび法務の観点で、銀行にとって判断が困難になっている。
- 多くの外資系銀行は、海外にサーバーを設置していることから、クロスボーダーでデータの送受信を行っている。例えば、外資系銀行の多くがグローバル戦略の観点で人事管理に関する情報をグローバルで共有している等、「データセキュリティ法」と「個人情報保護法」の規定するところによっては大きな影響を与えることから、細則の公布有無や時期等の明確化を要望する。

2023年建議の三要素

1.公平な競争

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の阻害となっている各種制度の見直し、政府調達や標準の策定等における国内企業と外資企業への公平な待遇、知的財産権制度の一層の改革を要望。

<例>

- 独禁法:改正独禁法の実施細則やガイドラインの公布による企業結合に 関する届け出要否の判断基準や審査・決定基準の明確化。 (該当建議 競争法章⑪日本語P50・52、中文P51)
- **データ越境移転**: データ関連法令の制定や運用における外資の公平な取り扱い。(該当建議技術標準・認証章⑦日本語P90、中文P91)
- 政府調達:輸入品と国産品の平等、内資企業と外資企業の平等、「安可」「信 創」リストの基準明確化(事務機器)、医療機器の調達プロセスの適正化(外国産 を排除しない)。(該当建議 政府調達章③④⑤日本語P102・104、中文P103、事務機 器章⑦⑧日本語P192、中文P191、医療機器章7の②日本語P162、中文P163)

2023年建議の三要素

2.対外開放

経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野での外資参入制限のいっそうの開放、グローバルスタンダードのさらなる採用を要望。

<例>

〇外商投資ネガティブリストに関する要望:

- ネガティブリスト(現31項目)の調整・削減。
- 付加価値電信(データセンター、クラウド)の開放。
 (該当建議 投資章③日本語P44、中文P43、情報通信章①の2日本語P208・210、中文P209)

〇ネガティブリスト以外のその他の法令・障壁に関する要望:

- インターネット音楽配信:「ネットワーク出版サービス管理規定」の改正。
- コンテンツ:アニメ配信事前審査の規制緩和、輸入ゲーム審査の迅速化。
- 損保: 外資パートナー出資比率規制緩和、外資保険会社の業務範囲拡大 (該当建議 投資章④日本語P44、中文P43、コンテンツ章①日本語P226、中文P225、 損害保険章③⑤日本語P286、中文P285・287)

2023年建議の三要素

3.行政の規制運用・手続

法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続の簡素化・迅速化、許認可・認証の大幅な廃止を要望。あわせて、制度の運用・解釈の統一や制度変更の際の十分な準備期間の確保を要望。

<例>

- 〇貿易:(該当建議 貿易章②⑩日本語P34·36、中文P35·37)
- 輸出入申告(HSコード、原産地証明)に関する各地税関の運用や規定解釈の統一
- 貿易決済の緩和(通関手続きが完了しなければ外貨支払いができない)

〇新法規への対応:(該当建議 医療機器章3日本語P162、中文P161、化粧品章4日本語P168、中文P169)

- 医療機器:強制標準と同じ製品に適用される標準が公布されないため、対応が間に合わ ない。
- 化粧品:新法規対応、特に化粧品原料安全性情報登録についての運用配慮。

〇金融業の規制緩和:(該当建議 銀行章⑪日本語P272、中文P271、損害保険章①日本語P284、中文P285)

- ファイナンスリース会社に対する省跨ぎ営業の規制導入の中止。
- 保険業務の地域限定ライセンス制度の緩和。

日系企業のカーボンニュートラルに向けた取り組み

- 在中国日系企業はカーボンニュートラル達成へ向けた取り組みをより具体的・積極的に 検討・実施している。
- 取り組みにあたっては脱炭素投資の費用対効果や収益化、コスト負担の重さ、制度の不明確性や複雑性、補助金等の情報の把握が難しい点等が課題との声も。
- 在中国日系企業(654社、2022年度JETRO調査)のうち、72.4%(前年は63.5%)の企業が、脱炭素化にすでに取り組んでいるか、今後取り組む予定があると回答。「すでに取り組んでいる」と回答した企業は、製造業で38.2%(前年は33.2%)、非製造業で38.9%(前年は29.2%)となり、いずれも前年比で上昇した。。
- 取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が70.9%と最も多く、次いで「再エネ・新エネ(太陽光、風力、水素など)電力の調達」が38.6%、「環境に配慮した新製品の開発」が36.6%、「グリーン調達(調達先企業への脱炭素化の要請)」が34.4%などとなっている。
- ・ 中国現地拠点に「脱炭素関連の数値目標がある」と回答した企業は21.5%であった。そのうち、「本社が目標を設定した」との回答が49.2%、「現地拠点が自発的に目標を設定した」との回答(本社の指示により現地拠点で具体的な数値を設定した場合も含む)が42.3%、「現地拠点が顧客の要請を満たすために設定した」との回答が8.5%であった。また、現地拠点で数値目標を設定していない企業の中でも、56.6%が「本社には数値目標がある」と回答したほか、5.0%は「顧客からの要請で独自の数値目標の設定を予定している」と回答した。

日系企業のカーボンニュートラルに関する要望

省エネ・環境:(該当建議 ⑥⑦⑨日本語P82、中文P83)

- 需要に合致した安定的な電力供給、環境貢献度の高い企業への電力供給制限の免除や企業生産・経済成長にとって支障とならないCO2排出削減目標設定、やむを得ず停電を実施する際の通知の早期化。
- 再生可能エネルギーの使用を拡大する企業に対する税制優遇。
- 電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充。
- 各種奨励金や補助金の支給に関して外資系企業の対象有無を実施細則等 で明確化。

化学品:(該当建議 1の1日本語P148、中文P149)

炭素排出権取引制度を導入する際には、排出量の算定、排出権の配分、取引方法など多くの課題が予想されるため、事業者に対する事前の十分な説明と意見聴取、制度導入の際の十分な猶予期間の確保。

電子部品・デバイス:(該当建議 ②日本語P198、中文P199)

• 積極的に再生可能エネルギーを導入し、高い利用率を実現した企業への税制優遇などの奨励政策の導入。

「中国経済と日本企業白書」を用いた中国政府等との対話

- ▶中央・地方各政府部門(約90機関)に対し、白書を送付する。
- ▶次のような意見交換に積極的に取り組む。

1. 中央政府主要部門との対話

(過去の主な実績)

-2022 年 7 月 21 日 商務部アジア司

2. 特定政府部門等との対話

特定分野の課題について、関連する政府部門との間で深く意見交換をする。

3. 地方政府との対話

商会幹部が地方政府幹部との会見の場において白書を直接手交し、説明。大使館、領事館、地方の日本人組織と連携し白書を活用して地方政府と意見交換を行う。

(過去の主な実績)

-2021年7月22日 陝西省書記

-2021年9月8日 山東省書記

•2021年9月21日 吉林省書記

•2021年11月2日 福建省書記

4. 研究機関との対話

シンクタンク、大学等中国政府への建議機能を担う研究機関との間で意見交換を行う。

「中国経済と日本企業白書」を用いた中国政府等との対話

より円滑な制度の制定および運用につなげるため、白書をベースに中国行政当局等と 業界ごとに対話を実施した主な例。

<知的財産権>

● 中国IPG(知的財産権問題研究グループ)が国家知識産権局、海関総署等と意見 交換を実施。

<医薬品・医療機器・化粧品>

● 工業部会第3分科会LSG(ライフサイエンスグループ)が国家衛生健康委員会、国家医療保障局、国家薬品監督管理局等と意見交換を実施。

<化学品>

● 日本の業界団体、関係省庁との意見交換を実施。

<鉄鋼>

- 鉄鋼に関係する業界の研究所等に対して白書の内容を説明。
- *中国鋼鉄工業協会、冶金工業規画研究院、冶金工業信息標準研究院、冶金工業経済発展研究中心

その他関連情報

▶【「中国経済と日本企業2023年白書」 ウェブサイト】 白書全文(日本語・中国語)をPDFファイルでダウンロードできます。

http://www.cjcci.org/list/576.html

▶【中国日本商会 ウェブサイト】
北京の中国日本商会事務局の連絡先等はこちらをご覧ください。

https://cjcci.org/Home.aspx